

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和元年6月14日

京都市監査委員 田中明秀
同 中野洋一
同 鶴谷隆
同 光田周史

1 氏名及び住所

氏名	住所
大平豊	滋賀県草津市野路8丁目15番27号
金丸武志	大阪市都島区善源寺町2丁目2番7-321号
川崎覚史	大阪市城東区関目1-23-10
田邊由利恵	大阪府高槻市上田辺町16-9 NAGOMI302号室
原田秀樹	京都市北区小山下総町45番地2
菱刈学	滋賀県大津市今堅田二丁目38番32号

2 事務を補助できる期間

令和元年6月14日から令和2年3月31日まで

(監査事務局)